				于	冶	巾 2	ジャ 教		第21	. 10 . j		11 1	. (半)	<u> </u>	4月2	
8. 諸		収			入											
						1. 延	滞金	È ,	加	算 ′	金儿	支て	ド過	料		
						2. 市		預	2	金		利		子		
						3. 雑								入		
歳	入	合		計											1	14, 572,
歳 出															(肖	単位 千
	;	款							項						金	額
1. 総		務			費											299,
						1. 総		務	4	管		理		費		180,
						2. 徴			ı	仅				費		5,
						3. 介	護	認	定	審		査	会	費		111,
						4. 趣		旨	-	普		及		費		2,
2. 保	険	給	付		費										1	13, 685,
						1. 介	護	サ	_	ビ	ス	等	諸	費]	13, 191,
						2. 介	護う	> 防	サ、	_	ビン	ス 等	辞 諸	費		480,
						3. そ		の	1	他		諸		費		13,
3. 地	域 支	援	事	業	費											561,
						1. 介	護予防	5 • 刍	上活 支	. 援	ナー	ビフ	く事 第	美 費		197,
						2. —	般	介	護	予	防	事	業	費		119,
						3. 包	括 的	支技	爰 事 差	業 •	任	意	事業	費		244,
						4. そ		の	1	他		諸		費		1,
4. 基	金	積	立		金											8,
						1. 基		金	į	債		立		金		8,
5. 公		債			費											2,
						1. 公			1	漬				費		2,
6. 予		備			費											14,
						1. 予			1	備				費	_	14,
								_		_			_			
歳	出	合		計]	14, 572,

平成29年度宇治市墓地公園事業特別会計予算

平成29年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,000千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入															()	単位 千円)
			款								項				金	額
1. 使	用	料	及	び	手	数	料									19, 035
								1. 使			用			料		4, 250
								2. 手			数			料		14, 785
2. 繰			Ī	Λ.			金									17, 964
								1. —	般	会	計	繰	入	金		17, 964
3. 諸			Ą	Z			入									1
								1. 市	7	頂	金	Ŧ	:[]	子		1
歳		入		合		計										37, 000

歳	出						(単	位 千円)
		款			項		金	額
1. 4	F	業	費					28, 011
				1. 事	業	費		28, 011
2. 4	7	債	費					8, 689
				1. 公	債	費		8, 689
3	7	備	費					300
				1. 予	備	費		300
J	轰 出	合	計					37, 000

平成29年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水人口

188,000 人

(2) 給水戸数

81,900 戸

(3)年間総配水量

20,866,000 m³

(内訳)

(単位 m³)

自己水源 (浄水場)								
宇治	神明	奥広野	西小倉	開	池尾	水道		
4, 673, 000	184, 000	80, 000	1,041,000	0	2, 000	14, 886, 000		

(4)一日平均配水量

57,200 m³

(5)一日最大配水量

63,000 m³

(6)一人一日平均配水量

3040

(7)一人一日最大配水量

3350

(8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業

1,980,295 千円

下水道受託工事ほか

 $\phi 50 \,\mathrm{mm} \sim 200 \,\mathrm{mm}$ L=2,640 m

老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか

 $\phi 50 \,\mathrm{mm} \sim 500 \,\mathrm{mm}$ L=5.760m

配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事

 $A = 13,000 \text{ m}^2$

浄水配水施設改良工事

浄 水 配 水 施 設 改 良 工 事 一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款
 水道事業収益
 3,852,590 千円

 第1項
 営業収益
 3,430,765 千円

 第2項
 営業外収益
 421,506 千円

 第3項
 特別利益
 319 千円

支 出

 第 1 款 水道事業費用
 3,591,849 千円

 第 1 項 営業費用
 3,422,063 千円

 第 2 項 営業外費用
 162,044 千円

 第 3 項 特別損失
 6,742 千円

 第 4 項 予備費
 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額850,516 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,728 千円及び過年度分損益勘定留保資金748,788 千円で補てんするものとする。)。

収 入

 第1款
 資本的収入
 1,587,373 千円

 第1項
 企業債
 949,000 千円

 第2項
 寄付金
 10,000 千円

 第3項
 工事負担金
 349,208 千円

 第4項
 出資金
 279,165 千円

支 出

 第 1 款
 資本的支出
 2,437,889 千円

 第 1 項
 建設改良費
 1,986,026 千円

 第 2 項
 企業債償還金
 450,863 千円

 第 3 項
 予備費
 1,000 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の 方法は、次のとおりと定める。

					<u>(単位 千円)</u>
起債の目的	限月	崔 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	949, 000	力起発面る発動を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	証書借入 取は 取り 発行価格 は納円につき 98円以上と する。	年4%以外内 ただし、式でを り入び企体と りたびを している の の の の の の の の の の の の の の に る と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	い条行に者の 等据還し上えき 取て件そはととたの置期、償する。 取て件そなととたの置期、償する。 ない条行に者の 等据還し上えき
合 計	949, 000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ 以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。

(1)職員給与費

620,525 千円

(2) 交際費

48 千円

47,945 m³

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業 等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこ の会計へ補助を受ける金額は、20,850千円である。

(たな 卸 資 産 購 入 限 度 額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、49,441千円と定める。

平成29年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、 次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積 1,800 ha

(2) 年間総処理水量 17,500,000 m³

(3)一日平均処理水量

(4)主要な建設改良事業(ア)管渠(汚水)建設費東宇治処理区 L=617m

洛南処理区 L=9,183m

(イ)管渠等(雨水)建設費 446,508 千円 洛南処理区雨水施設整備事業

(ウ) 処理場建設費319,533 千円東宇治浄化センター3・4池改築工事

(エ)流域下水道建設費 47,531 千円 洛南浄化センター 建設事業費負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中流域下水道維持管理費 634,800 千円の財源にあてるため、企業債 1,600 千円を借り 入れる。

収 入

 第1款
 下水道事業収益
 5,459,927 千円

 第1項
 営業収益
 2,886,002 千円

 第2項
 営業外収益
 2,573,925 千円

支 出

第1款 下水道事業費用
 第1項 営業費用
 4,479,019 千円
 第2項 営業外費用
 840,544 千円
 第3項 特別損失
 6,500 千円

第 4 項 予備費 4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,534,185 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126,109 千円、過年度分損益勘定留保資金240,859 千円及び当年度分損益勘定留保資金1,167,217 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第 1 款 資本的収入 3,996,139 千円 第 1 項 企業債 2,146,700 千円 第 2 項 国庫補助金 1,049,000 千円 第 3 項 他会計出資金 519,867 千円 第4項 他会計補助金 第5項 その他資本的収入 280,161 千円 411 千円

支 出

第 1 款 資本的支出

5,530,324 千円

第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

3,431,453 千円 2,094,871 千円

第3項 予備費

4,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限 度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

		(十五 111)
事 項	期間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資 あっ旋制度に対する利子補給 補助(平成29年度分)	自 平成 29 年度 至 平成 36 年度	融資金利子に相当する額
公共下水道処理場改築更新事業(3・4池改築・汚泥処理施設・電気設備)	自 平成 29 年度 至 平成 33 年度	1,882,000
雨水貯留施設 (伊勢田小学校)整備工事	自 平成 29 年度 至 平成 30 年度	470,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の 方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

					(単位 十円)
起債の目的	限。	崔 額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	2, 148, 300	正法にする。 正法にする。 発力よる格を下、格を に翻きると発行を必まれて、 を必要である。 のでも額回を差のを のでも額回を差る金加 のでも額回を差る金加 のでも額回を差る金加	証書借入 正書借入 又は 証券発行 発行価格額 は額面金額でつき 98円以上と する。	年4%以内 ただし、式で 見り入るで 見り入るを体金 関したのは地 機構列 金原を金 を を のり、 は を のり、 は を は を は を は で を は で と い さ に り る し る し る し る し る し る し る し る し る し る	い条行に者のという。 を全域を のでは、
合 計	2, 148, 300				

(一時借入金)

- 第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ 以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1)職員給与費

366,727 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般 会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 1,166,870千円である。

平成29年度宇治市一般会計補正予算(第1号)

平成29年度宇治市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,560千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,972,560千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補 正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円) 款 項 補正前の予算額 補正額 計 20. 繰 越 金 0 12,560 12,560 1. 繰 越 金 0 12,560 12,560 歳 計 入 合 62, 960, 000 12, 560 62, 972, 560

房	遠 出									(単位 千円 <u>)</u>
		款			項			補正前の予算額	補正額	計
Г	10. 教	育	費					4, 457, 600	12, 560	4, 470, 160
				2. 小	学	校	費	1, 430, 364	12, 560	1, 442, 924
		歳	出	合	計			62, 960, 000	12, 560	62, 972, 560

第2表 債務負担行為補正

_	1. 追加							(単位	<u> 千円)</u>
	事	項	期	間		限	度	額	
	学校給食調理委託事業	自 平成	29年度		112, 60				
	小学校・御蔵山小学校)		至 平成	3 1 年度				112	,, 000

宇治市告示第57号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

臨時運行許可番号標	失効年月日	被貸与者氏	貸与年月日
番号		名	
京都 696 宇治	平成28年1		平成28年1
	0月18日		0月13日

公公公公

宇治市公告第10号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条の 規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の 規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成29年3月24日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画 平成28年度第13号

平成28年度第14号

平成28年度第15号

平成28年度第16号

平成28年度第17号

2 関係書類の縦覧期間

平成29年3月24日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶 3 3 番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

(掲示済)

宇治市公告第12号

槇島関連面整備(十一その3)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札につ

傾島関連面整備(十一その3)管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行 いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

平成29年4月7日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 槇島関連面整備(十一その3)管渠建設工事
- (2) 工事場所 宇治市槇島町十一地内
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長

L=573.6m

推進工 (VP ø 2 5 0)

L= 47.8m

 $(HP \phi 3 0 0)$

L=162.1m

(HP & 2 5 0)

 $L = 22.0 \, \text{m}$

開削工 (VU φ 2 0 0)

(SP ϕ 5 0 0 (VU ϕ 2 0 0)) L= 9. Om L=332.7m

マンホール設置工

N-17箇所

取付管工

N=28箇所

汚水桝設置工

N=24箇所

舗装工

A=1693.7 m²

立坑工 薬液注入工 一式

付帯工

一式 一式:

(4) 工 種 十木一式工事

- (5) 工事期間 契約日から平成30年2月28日まで 287日間
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されているこ
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請 書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競 争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づ き更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開 始決定がなされている場合を除く、
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号 の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法津第100号)第3条の規定による特定建設業 の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2 3第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における十木一式の総合評定値(P) が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有 効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録 された推進工事技士を配置し得ること(推進工事技士、監理技術者及び現場 代理人の兼務は可とする。)。
- ② 技術者として推進工法の施工実績(公共、元請で平成19年度以降のもの

に限る。)を有し、3か月以上の雇用関係にある監理技術者を配置し得るこ

- ③ 会社として推進工法の施工実績(公共、元請で平成24年度以降のものに 限る。) を有すること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得る こと。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得る こと。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及 び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を 提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資 格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 以下のいずれかの書類
 - a) 配置予定推進工事技士調書
 - b) 配置予定監理技術者調書1
 - c) 施工実績調書
- ② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の 配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を 兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
 - (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システ ム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から 午後1時までを除く。) に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手するこ
 - ② 配布期間

平成29年4月7日 午前9時から 平成29年4月13日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」と

- いう。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は 、添付書類の全てを特参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必 着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

7611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

3 確認申請書及び添付書類の受付期間平成29年4月7日 午前9時から平成29年4月13日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、平成29年4月25日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知 書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- (1) 入手方法
 - ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
 - ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書 の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部 契約課へ問合せの上、入手すること。
- (2)配布期間

平成29年4月7日 午前9時から 平成29年5月10日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスに より提出すること(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務部契約課 FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年4月7日 午前9時から 平成29年4月26日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年4月28日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

| 7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年5月9日 午前9時から午後6時まで 平成29年5月10日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年5月11日 午前9時

- 8 入札書の提出方法
 - (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければな らない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子 入札運用基準による。
- 11 予定価格

本件の予定価格は、148,792,680円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。 なお、最低基準価格は、122,197,000円(消費税及び地方消費税相 当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の1 00分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
 - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、

宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子 入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、 遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指 名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注音すること
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設 及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び 宇治市建設工事等電子入札運月基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第13号

大開小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札につい で

大開小学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いま すので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

平成29年4月7日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 大開小学校ライフライン改修他機械工事
 - (2) 工事場所 宇治市広野町大開35
 - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
 - ○建物概要 規模構造:鉄筋コンクリート造 4階建て

建築面積: 2 3 4 0. 1 5 m²、延床面積: 5 6 7 0. 7 1 m²

○ライフライン改修工事に伴う機械工事

一式

設備機器改修(受水槽、消火水槽、揚水ポンプ、消火ポンプ、屋内消火栓) 配管改修(給水管、消火管、排水管、ガス管)

○便所改修工事に伴う機械工事

一式

校舎児童便所(1~4階)、校舎職員便所、屋内運動場便所

○公共下水道接続に伴う機械工事

一式

排水設備改修(汚水管、維排水管、会所桝)

合併処理浄化槽設備撤去(492人槽)

○上記に伴う解体撤去処分

一式

- (4) 工 種 管工事
- (5) 工事期間 契約日から平成29年12月15日まで 212日間
- (6) その他 「大開小学校ライフライン改修他機械工事」、「大開小学校 ライフライン改修他建築工事」及び「大開小学校ライフライン改 修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることが できるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものと する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されているこ
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づ き更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開 始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による特定建設業 の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2 3第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における管の総合評定値(P)が 750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有 効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得るこ
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 木工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及 び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を 提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
 - (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から 午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手するこ と。
 - ② 配布期間

平成29年4月7日 午前9時から 平成29年4月13日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は 、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必 着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間平成29年4月7日 午前9時から平成29年4月13日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、平成29年4月25日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知 書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
 - (1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- (2)配布期間

平成29年4月7日 午前9時から

平成29年5月10日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスにより提出すること(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務部契約課 FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年4月7日 午前9時から 平成29年4月26日 正午まで

(4)回答

回答については、平成29年4月28日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間

平成29年5月9日 午前9時から午後6時まで 平成29年5月10日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年5月11日 午後1時15分

- 8 入札書の提出方法
 - (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子 入札運用基準による。
- 11 予定価格

本件の予定価格は、119,664,000円(消費税及び地方消費税相当額

を含む。) である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。 なお、最低基準価格は、99,512,000円(消費税及び地方消費税相当 額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の1 00分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
 - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

- 19 その他
 - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、 遵守すること。
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指 名停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注音すること。
 - (5) 1から19までに定めるもののはか、宇治市財務規則、宇治市公共工事 の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子 入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地 電話番号 0774-20-8716 FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第14号

大開小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札につい て 大開小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いま すので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

平成29年4月7日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 大開小学校ライフライン改修他建築工事
 - (2) 工事場所 宇治市広野町大開35
 - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
 - ○建物概要 規模構造:鉄筋コンクリート造 4階建て建築面積:2340.15㎡、延床面積:5670.71㎡

○ライフライン改修に伴う建築工事 一式

設備機器及び配管改修に伴う内部改修(給食室・用務員室・コンピュータ 室・校舎内廊下)

外構工事(側溝改修・構内舗装)

受水槽基礎

○便所改修工事に伴う建築工事

校舎児童便所(1~4階)、校舎職員便所、屋内運動場便所

- ○仮設便所設置工事 一式
- ○公共下水道接続に伴う建築工事 一式合併処理浄化槽解体撤去(492人槽)
- ○上記に伴う解体撤去処分 一式
- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から平成29年12月15日まで 212日間
- (6) その他 「大開小学校ライフライン改修他機械工事」、「大開小学校ライフライン改修他建築工事」及び「大開小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものと
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請 書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競 争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づ き更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開 始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号 の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業 の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。